

第 8 号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 3 年 4 月 1 日付の人事異動に伴い、久留米市教育委員会事務局に置く職位について規定するとともに、市長部局の組織に準じて用語の整理等を行うため、規則の一部を改正しようとするものである。

議案当日配布

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則（昭和44年久留米市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「久留米市教育委員会事務局」を「、久留米市教育委員会事務局」に改める。

第2条中「次」を「、次」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「組織」を「内部組織」に改める。

第4条第1項中「平成17年」を「平成16年」に改め、同条第3項中「組織」を「内部組織」に、「事務分掌」を「分掌事務」に改める。

第5条第2項中「前項の」を「前項に定める」に改め、「担当次長」の次に「、担当課長」を加え、「及び主査」を「、主査又は専門主査（事務主査、技術主査、担当主査等をいう。）」に改める。

第6条の見出し中「指導主事等」を「指導主幹等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第18条第2項の規定により、必要に応じ、事務局に指導主幹、人事管理主任、指導主任、人事管理主事及び指導主事を置くことができる。

第7条の見出しを「（各職位の基本職能等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

第5条に規定する各職位の基本職能は、市職員の例による。

第7条第2項中「又は課長等」を「、課長等又は担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市教育委員会事務局組織規則 新旧対照（抄）

現行	改正案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき久留米市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（職名）</p> <p>第2条 事務局職員の職名は次のとおりとする。</p> <p>指導主事</p> <p>事務職員</p> <p>技術職員</p> <p>（組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 事務局の組織及び分掌事務は、別に定めるもののほか、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第4条 事務局の事務を分掌させるため、久留米市総合支所設置条例（平成17年久留米市条例第43号）により設置された総合支所の各所管区域に、教育委員会の事務所を設ける。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定に基づき、久留米市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織及び事務分掌について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（職名）</p> <p>第2条 事務局職員の職名は、次のとおりとする。</p> <p>指導主事</p> <p>事務職員</p> <p>技術職員</p> <p>（内部組織及び分掌事務）</p> <p>第3条 事務局の内部組織及び分掌事務は、別に定めるもののほか、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>（事務所）</p> <p>第4条 事務局の事務を分掌させるため、久留米市総合支所設置条例（平成16年久留米市条例第43号）により設置された総合支所の各所管区域に、教育委員会の事務所を設ける。</p>

- 2 事務所は、所管区域内における教育委員会の権限に属する事務の一部を分掌するとともに、事務の執行にあたっては、分掌事務の区分により事務局の組織又は教育機関が事務の指導及び調整を行う。
- 3 事務所の組織及び事務分掌は、別表第2に掲げるとおりとする。

(職位の設定)

第5条 部に部長及び次長、課に課長、事務所に所長（以下「課長等」という。）を置く。

- 2 前項の職員のほか、必要に応じ、担当部長、担当次長、主幹、課長補佐（部補佐を含む。以下同じ。）及び主査を置くことができる。

(指導主事等の設置)

第6条 法第18条第2項の規定により、教職員課に人事管理主任又は人事管理主事を、学校教育課に指導主幹、指導主任及び指導主事を、学校保健課及び教育ICT推進課に指導主任又は指導主事を置く。

- 2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、人事管理主事及び指導主事は主査とする。

(職務権限)

第7条 部長、担当部長、次長、担当次長、課長、所長、主幹、課長補佐及び主査は、それぞれ上司の命を受けてその所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

- 2 事務所は、所管区域内における教育委員会の権限に属する事務の一部を分掌するとともに、事務の執行にあたっては、分掌事務の区分により事務局の組織又は教育機関が事務の指導及び調整を行う。
- 3 事務所の**内部組織**及び**分掌事務**は、別表第2に掲げるとおりとする。

(職位の設定)

第5条 部に部長及び次長、課に課長、事務所に所長（以下「課長等」という。）を置く。

- 2 前項に**定める**職員のほか、必要に応じ、担当部長、担当次長、**担当課長**、主幹、課長補佐（部補佐を含む。以下同じ。）、**主査又は専門主査（事務主査、技術主査、担当主査等をいう。）**を置くことができる。

(**指導主幹等**の設置)

第6条 **法第18条第2項の規定により、必要に応じ、事務局に指導主幹、人事管理主任、指導主任、人事管理主事及び指導主事を置くことができる。**

- 2 指導主幹は主幹とし、人事管理主任及び指導主任は課長補佐とし、人事管理主事及び指導主事は主査とする。

(**各職位の基本職能等**)

第7条 **第5条に規定する各職位の基本職能は、市職員の例による。**

2 所属職員の事務分担は、市職員の例により、次長又は課長等が定める。

(プロジェクト等の設置)

第8条 教育委員会は、臨時又は特別の事務であつて、総合的又は効率的な事務の処理を行うため必要がある場合は、別に定めるところによりプロジェクトチーム又は委員会等の組織を設けて処理することができる。

(準用規定)

第9条 (略)

2 所属職員の事務分担は、市職員の例により、次長、**課長等又は担当課長**が定める。

(プロジェクト等の設置)

第8条 教育委員会は、臨時又は特別の事務であつて、総合的又は効率的な事務の処理を行うため必要がある場合は、別に定めるところによりプロジェクトチーム又は委員会等の組織を設けて処理することができる。

(準用規定)

第9条 (略)

第 9 号議案

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市立小中学校等教育職員の業務量の適切な管理を行い、時間外在校等時間の上限を定めるため、久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とする。

第7章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 業務量の管理

（教育職員の業務量の適切な管理等）

第28条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間（給特法第7条の規定により文部科学大臣が定める指針に規定する在校等時間をいう。）から福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第10条に規定する休日（同条例第11条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする。

(1) 1箇月につき 45時間

(2) 1年につき 360時間

2 教育職員が児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 1箇月につき 100時間未満

(2) 1年につき 720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間に

において1箇月当たりの平均時間につき 80時間

(4) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において

45時間を超えて業務を行う月数につき 6箇月

3 校長は、前2項に定める時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>第7章 業務量の管理</u> <u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u></p> <p><u>第28条 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図るため、在校等時間（給特法第7条の規定により文部科学大臣が定める指針に規定する在校等時間をいう。）から福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第10条に規定する休日（同条例第11条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする</u></p> <p><u>(1) 1箇月につき 45時間</u></p> <p><u>(2) 1年につき 360時間</u></p> <p><u>2 教育職員が児童生徒に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に正規の勤務時間以外の時間に業務を行わざるを得ない場合の時間外在校等時間の上限については、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 1箇月につき 100時間未満</u></p> <p><u>(2) 1年につき 720時間</u></p> <p><u>(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間につき 80時間</u></p> <p><u>(4) 1年のうち1箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数につき 6箇月</u></p>

	<p>3 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。</p> <p><u>附 則</u> この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p>
--	--

公印省略

2 教教第 3 3 1 7 号
令和 3 年 1 月 5 日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長

福岡県立学校管理規則の一部改正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、市町村立学校に勤務する教育職員の服務監督者として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」及び本規則等を参考に、在校等時間の上限等に関する方針を教育委員会規則等において定めるとともに在校等時間の客観的な計測をはじめとした必要な措置を講じていただきますようお願いします。

本件担当

（教諭等の標準的な職務に関すること）

教職員課県立学校係

TEL：092-643-3893 FAX：092-643-3896

（時間外在校等時間の上限に関すること）

教職員課福利・職員係

TEL：092-643-3891 FAX：092-643-3896

公印省略



2 教教第 3 3 1 7 号
令和 3 年 1 月 5 日

各県立学校長 殿

福岡県教育委員会教育長

福岡県立学校管理規則の一部改正について（通知）

このことについて、「福岡県立学校管理規則」（昭和 3 2 年福岡県教育委員会規則第 1 3 号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正することとしましたので、通知します。

ついては、所属職員が時間外在校等時間の上限を超えないよう業務量の適切な管理を行うとともに、勤務時間の適正な把握に努めていただきますようお願いします。

記

1 改正内容

(1) 教諭等の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関し、教育長が必要な事項を別に定める旨の規定を整備するもの。

(2) 教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限を定めるもの。

① 1 か月の時間外在校等時間について、4 5 時間以内

② 1 年間の時間外在校等時間について、3 6 0 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1 か月の時間外在校等時間 1 0 0 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 7 2 0 時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間 8 0 時間以内、かつ、時間外在校等時間 4 5 時間超の月は年間 6 か月まで）

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

3 その他

別途、教諭等の標準的な職務の内容及び職務の遂行に関する要綱（仮称）を定める予定であること。

本件担当

（教諭等の標準的な職務に関すること）

教職員課県立学校係

TEL : 092-643-3893 FAX : 092-643-3896

（時間外在校等時間の上限に関すること）

教職員課福利・職員係

TEL : 092-643-3891 FAX : 092-643-3896

第 1 0 号 議 案

学校評議員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 0 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

学校評議員の任期満了に伴い、学校教育法施行規則（昭和 2 2 年 5 月 2 3 日文部省令第 1 1 号）第 1 0 4 条及び第 1 3 5 条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 5 号）第 1 2 条の 2 第 3 項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和 3 2 年久留米市教育委員会規則第 6 号）第 1 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき、高等学校 2 校、特別支援学校 1 校において、当該学校の校長の推薦により、学校評議員を委嘱しようとするものである。

学校評議員の委嘱について

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）第104条及び第135条並びに久留米市立高等学校管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第5号）第12条の2第3項及び久留米市立小中学校等管理規則（昭和32年久留米市教育委員会規則第6号）第14条の3第3項の規定に基づき、下記の者を、学校評議員に委嘱する。

記

学 校	氏 名	所属及び経歴	任期
久留米商業 高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	令和3年 4月1日 ～ 令和4年 3月31日
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	
	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事	
	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士	
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	
南筑 高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	令和3年 4月1日 ～ 令和4年 3月31日
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等学校同窓会会長	
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	
	松隈 敏昭	合川校区人権推進協議会会長	
	田坂 公	福岡大学商学部教授	
久留米特別 支援学校	上野 勝旦	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	令和3年 4月1日 ～ 令和4年 3月31日
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	
	深川 和美	NP0法人フレンドスクール理事 元PTA会長	
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	
	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	

学校評議員新旧対照表

学 校	旧名簿		新名簿	
	氏 名	所属及び経歴	氏 名	所属及び経歴
久留米商業高等学校	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長	木村 修一	株式会社木村建設運輸代表取締役会長 久留米商業高等学校同窓会会長
	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長	野口 裕史	南校区まちづくり協議会 南校区コミュニティセンター長
	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事	北島 香代子	株式会社nikotto代表取締役 日本損害保険代理業協会理事
	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士	宮崎 智美	青翠法律事務所弁護士
	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長	轟 照隆	久留米市議会議員 元PTA会長
	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員	大藪 志保子	久留米大学法学部准教授 福岡家庭裁判所久留米支部家事調停委員
南筑高等学校	野瀬 修一	元PTA会長	野瀬 修一	元PTA会長
	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授	狩野 啓子	久留米大学文学部国際文化学科教授
	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長	角 栄子	株式会社角養翠園取締役専務 南筑高等高校同窓会会長
	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長	緒方 徹	中小企業家同友会久留米支部支部長 久留米板金工業組合支部長兼副理事長
	松隈 敏昭	合川区人権推進協議会会長	松隈 敏昭	合川区人権推進協議会会長
	田坂 公	福岡大学商学部教授	田坂 公	福岡大学商学部教授
久留米特別支援学校	上野 勝且	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長	上野 勝且	南校区人権啓発推進協議会会長 元久留米市立津福小学校長
	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長	古賀 俊彦	南校区津福自治会会長
	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長	野瀬 修	社会福祉法人悠光会総括管理者 障害者支援施設「太陽の園」園長
	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長	深川 和美	NPO法人フレンドスクール理事 元PTA会長
	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事	金子 みゆき	久留米市手をつなぐ育成会理事 Sネット理事
	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事	矢野 井史	県教育庁北筑後教育事務所相談員 元県立特別支援学校「福岡高等学園」校長 元県教育委員会義務教育課学事係参事補佐兼指導主事
	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医	長井 孝二郎	久留米大学小児科医師 久留米特別支援学校医療的ケア指導医

久留米市立小中学校等管理規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき、久留米市立小学校、中学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

(学校評議員)

- 第14条の3 教育委員会は、校長の求めに応じ、学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市立高等学校管理規則

(学校評議員)

- 第12条の2 校長は、教育委員会の承認を得て学校に学校評議員を置くことができる。
- 2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。
 - 3 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - 4 学校評議員の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

久留米市学校評議員運営規程

(組織)

第2条 学校評議員は、各学校において7人を超えることができない。

(学校評議員の任期等)

第3条 学校評議員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、これにより難しい場合は、委嘱の日からその日の属する年度の3月31日までとする。

令和3年度久留米市教育施策要綱（案）

1 教育施策要綱の趣旨

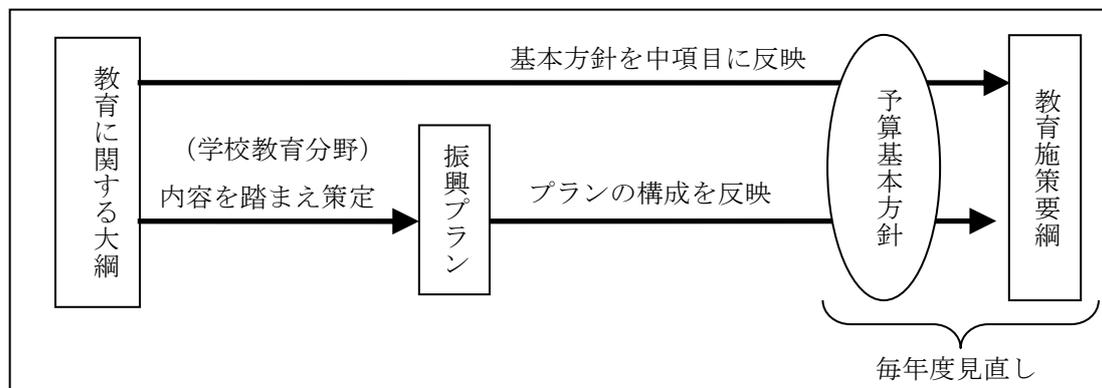
令和3年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育施策要綱を策定するもの。

2 教育施策要綱の構成について

「教育に関する大綱」及び「久留米市教育振興プラン」が令和2年度からスタートしたことから、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って施策を実施するための年度計画として策定する。
- 施策要綱の学校教育分野においては、教育振興プランの構成を踏まえ、プランの実施計画として策定する。
- 予算との整合を図るため、教育委員会事業（教育部、市民文化部等）に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

施策要綱の位置付けイメージ



3 教育施策要綱の概要

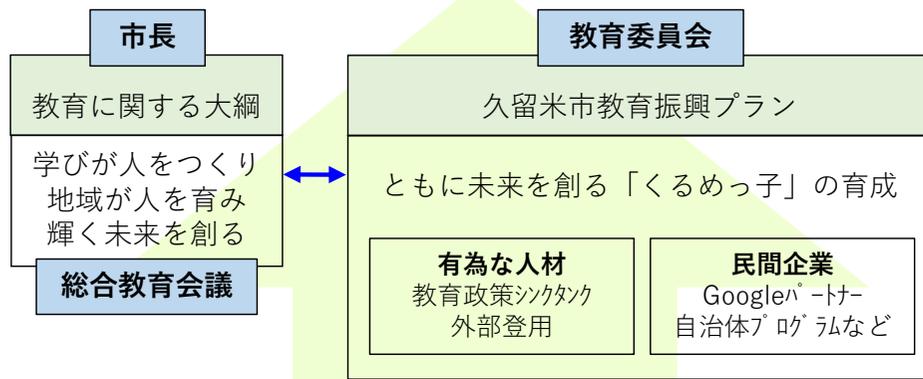
項 目	内 容
はじめに	総合教育会議の設置、教育に関する大綱の策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付けについて記載する。また、新型コロナウイルス感染症による影響について記載する。
第1章 教育施策の重点課題と対応方針	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和3年度当初予算の基本方針を記載する。
第2章 教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに各施策の項目を予算基本方針によって、項目設定する。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う取組について記載する。
<p>I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進</p> <p>II 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生涯学習・社会教育の推進 2 歴史遺産の保護・活用 3 スポーツの推進 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり <p>III 新型コロナウイルス感染症対策</p> <p>IV 教育施策の重点事業</p> <p>I・IIで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、事業内容や評価方法について記載する。</p>	



学校教育を取り巻く状況

- 1 今の子どもたちが成長して活躍する社会は、多様化・グローバル化・情報技術革新・不確実性が際立つ社会
- 2 人口減少の中で、本市が持続的に発展するための住みやすいまちづくりには、教育が重要なファクター（教育で選ばれる都市づくり）
- 3 校内通信環境の整備とコンピュータ端末の配備によって、教室における学びのインフラが劇的に進化
- 4 教員の大量退職に伴う大幅な世代交代で高まる人材育成ニーズ
- 5 児童生徒の偏在と学校施設の老朽化
- 6 Withコロナの時代に相応しい学校運営の構築

令和3年度スローガン
未来の学び、未来の教育へチャレンジ



状況を踏まえた重点課題

自己実現し、社会に貢献するための
学力の保障と向上

一人ひとりが個性に応じて社会で活躍
できる力

様々な意見を調整しながら課題を解決
し、新しい価値を創造する力

久留米への愛着と誇りを持ち、どこで
暮らしても貢献を思う気持ち

★ 特色ある教育
実践指定

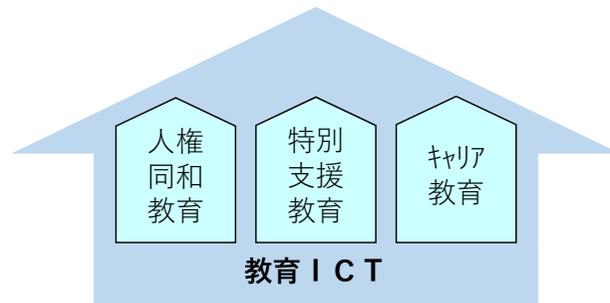
各学校の伝統と強
みを活かした特色
ある学校づくり

⚡ 教育ICTモデ
ル校指定

先進的な教育実践
による活用向上と
全校への展開

🔥 探究心に火を
つける

久留米の〇〇博士
など個性溢れる才
能を応援



ベクトルを
合わせる

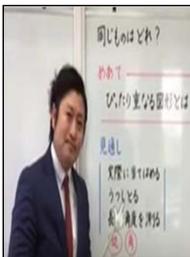
市立学校における
働き方改革推進本部

人権教育推進
プロジェクト

学校施設のあり方
検討プロジェクト

教職員課

人事サービス管理



働き方改革

学校教育課

教科・生徒指導・人権教育・相談



授業スタンダード・学校統合



教育ICT推進課

教育の情報化推進



個別最適化・協働的な学び

学校施設課

施設計画・整備・維持管理



外壁

空調機

学校保健課

保健衛生・給食



感染症対策

総務

教育センター

学校給食共同調理場

教育事務所

市立学校

感染症を防止し、差別や偏見を許さないシンボルマークの作成について

1 趣旨

学校及び教育委員会において、新型コロナウイルス感染症を防止し、感染症によるものをはじめ、あらゆる差別や偏見を許さないための取組を一層進めることとしており、そのシンボルマークを作成します。

2 活用方法

- ① 作成したシンボルマークは、缶バッジを作成して教員・児童生徒・教育委員会事務局の着用を促すとともに、印刷物や配布物へ印刷するなどして活用します。
- ② 缶バッジの作成費用については、福岡酸素株式会社様の寄付金を活用させていただきます。

3 デザインの選定

市立高校の美術部に対して公募し、30点の応募がありました。その作品の中から、教育委員会で厳正に選考のうえ、次のとおり選定しました。

教育長賞

缶バッジ等のパブリシティで活用
表彰状・副賞（図書カード1万円分）



南筑高等学校2年 堀江 玲来 さん

生きている中で、喜び・悲しみ・怒り・楽しみがあるが、どんな人も明るく輝いている人生になって欲しいと思い描きました。

優秀賞

表彰状・副賞（図書カード5千円分）

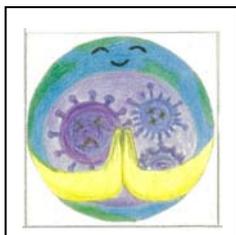


久留米商業高等学校2年 龍 愛華 さん

現在、新型コロナウイルスにかかっている人が少しずつでもその数を減らし、今までの生活を取り戻すことができたらいいという願いを込めました。

優秀賞

表彰状・副賞（図書カード5千円分）



久留米商業高等学校1年 川口 陽菜 さん

コロナだからという差別をなくし、地球全体でコロナを抱きしめて、人と人の手を取り合いながら助け合って差別をなくそうという意味を込めて描きました。

特別賞

表彰状・副賞（図書カード2千円分）



南筑高等学校1年 大津 小夏海 さん

人物には、マスクを付けて口元に差別や偏見を言わないという意味を込めた指を描きました。この指には会話を控える、大声を出さないといった意味も込めています。

アイデア賞

表彰状・副賞（図書カード2千円分）



南筑高等学校2年 山崎 睦 さん

旗を掲げる行動は「理想や目的を世間に示し、それに向かって行動する」を、黄色は喜びを意味し、誰もが喜び笑ってられるような目的に向かって行動するという意味を込めました。

久留米市立下田小・浮島小・城島小学校の統合について

1 下田小学校・浮島小学校「閉校式」について

令和3年3月21日（日）に、久留米市立下田小学校並びに久留米市立浮島小学校の閉校式を開催いたしました。

朝方まで雨が残りましたが、児童・保護者・卒業生・地域の方・教職員などたくさんの方々立ち会っていただき、約140年愛していただいた学校の歴史に幕を降ろしました。

これまで、子どもたちの教育環境・教育条件をより良いものにするために、小学校統合の協議にご協力をいただき、本当にありがとうございました。

今後も、子どもたちへの教育にご支援やご協力をよろしくお願いいたします。

閉校式の様子



↑ *下田小全校児童からのメッセージ



校旗返納（下田小）

*地域の方々も、サテライト会場で、式典の様子をご覧いただきました。（下田小）↓



← *式典終了後、子どもたちから先生方へ、サプライズの贈り物がありました。（下田小）



↑ *式典終了後、来校者全員での写真撮影が行われました。（浮島小）



↑ *浮島小全校児童からのメッセージ



校旗返納（浮島小）



← *地域の方々も、サテライト会場で、式典の様子をご覧いただきました。（浮島小）

2 城島小学校施設改修とスクールバス発着場等の整備について

令和3年4月から児童が増えることに備えて工事をしておりました、城島小学校施設の改修やスクールバス発着場の設置は、以下の写真のとおり完了いたしました。

令和3年度は、正門等の安全対策や学童保育所の増設工事を行います。

■少人数教室■

(パソコン室の一部を改修)



■特別教室棟トイレ■

(理科準備室の一部を改修)



■スクールバス発着場■



■図工室■

(空調や可動式黒板を設置し、少人数教室としても使用できるように改修)



■3校の歴史年表■

正面玄関のロビーに、3校の歴史を記した年表を設置しました。



3 「統合式」について

統合式は、令和3年4月6日(火)の離任式、赴任式と始業式の間の時間帯で実施する予定です。

○次第(予定)

- 1 開式のことば
- 2 市長あいさつ
- 3 児童代表のことば
- 4 校長あいさつ
- 5 閉式のことば